

Title	「暮年記」の執筆時期
Sub Title	Masafusa Oe's Bonen-no-ki
Author	佐藤, 道生(Sato, Michio)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1994
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.65, (1994. 3) ,p.73- 83
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	檜谷昭彦, 佐藤一郎両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00650001-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「暮年記」の執筆時期

佐藤道生

一

「暮年記」は白河院政の実務官僚として活躍した大江匡房（一〇四一—一一一一）の自伝的内容を有する作品である。題名が示すとおり、匡房が「暮年」すなわち晩年のある時期、自らの生涯をふりかえって叙述したものであるが、この「記」は本来彼の自撰詩集に序文として付されたものであった。それが後に詩集から独立して「記」として読まれたのである。本体の『暮年詩集』（仮にこゝ名づける）は早くに散佚し、序文の「記」のみが『本朝統文粹』と『朝野群載』とに収められて現存する。

「暮年記」についてはすでに大曾根章介氏^(一)と後藤昭雄氏^(二)によって詳細な注釈が加えられ、またその文学史的意義も述べ尽くされた観がある。但、本作品の執筆時期について大曾根氏は「明らかではないが、末尾に「寛治以後」とあることから、晩年の五十歳以後の作であることは確認できる。」とされ、後藤氏はその論旨と直接かかわらないことから、漠

然と「晩年」とされた。この作品について若干の考察を試みる余地があるとするならば、その成立時期を確定することであろう。以下、この点につき私見をのべてみたい。

二

考察を加えるに先立って「暮年記」の内容を知っておく必要がある。全文を掲げることができないので、一篇の概要を箇条書きにして示そう。

- (1) 私は四歳から書籍を読み始めた。
- (2) 八歳で『史記』と『漢書』に通暁した。
- (3) 十一歳のとき始めて詩を賦して神童と称えられた。
- (4) その話を聞きつけた太政大臣源師房は私を召し、試みに「雪裏看松貞」という詩題を与えて詩を作らせた。その場には長老大江時棟もいたが、私はいささかも滞ることなく一篇の詩を書き上げ、師房を驚歎させた。
- (5) 宇治関白太政大臣藤原頼通もまた私を召して試みようとした。しかし、私はその日が道長公の忌日に当たっていることを理由に賦詩を辞退した。頼通は私を相して必ずや大位に至るであろうと言った。
- (6) 肥前守中原長国は曾祖父大江匡衡の弟子で、当時任国にあつたが、私の詩草を見て、書面で祝賀した。
- (7) 十六歳のとき「秋日閑居賦」を作り、大学頭藤原明衡に認められた。後に作った「落葉埋泉石」詩も明衡は評価してくれた。
- (8) 文章博士菅原定義は我が師の右大弁平定親に向つて、定義ははじめ匡房を認めなかったが、このごろ作る詩文は

日々上達していると褒めた。

(9) 大納言太宰権帥の源経信は私の詩文のよき理解者であり、また私の官位昇進に絶えず助力推薦を惜しまなかった。
(10) 肥後守源時綱は私の「京極前大相国辞関白第三表」と「右府室家為亡息后被供養堂願文」を評して、すでに大江匡衡の域に達していると称讃した。

(11) 伊賀守惟宗孝言と掃部頭大江佐国は私の「円徳院供養願文」と「京極前大相国辞関白第三表」を見て深く感歎した。

(12) 式部大輔藤原実綱は私の執筆した「高麗返牒」を見て心伏した。

(13) 右中弁藤原有信は私の詩文を見て感涙にむせんだ。

(14) ところが、ここしばらくの間に私を認めてくれた右の人々が相い次いで亡くなってしまった。理解者の全くいなかで従前どおりに詩文を作るのはつらく悲しいことである。

(15) したがって寛治年間以後、詩文は儒者としての責務を果すのみにとどめ、敢えて推敲を加えることはしなくなつた。こうして感興にまかせて一人詠吟した詩作も一卷を成すに至つたので、その間の経緯を以上のように記して後世にのこそうと思つた。^(三)

三

この詩集の編纂がいつ行なわれ、「記」がいつ執筆されたのか、文中にその記載は全く見られない。そこで内部徴証から、まず執筆の上限をさぐってみよう。手懸りは、匡房の文才を認めてくれた人物として十一人の名が挙げられた後、

「頃年以來、此くの如きの人、皆以て物故す。」とある点である。これらの人々の中で最も最後まで生存していたのは藤原有信で、彼は承徳三年（一〇九九）七月十一日に六十歳で没している（『中右記』）。従って「記」の執筆はこれ以後のことである。権中納言大江匡房は永長二年（二〇九七）三月、源経信の死闘を補って太宰権帥を兼ね、翌承徳二年九月下向した。大宰府には四年間滞在し、康和四年（一一〇二）正月辞任し、同年六月帰洛した。匡房は赴任して一年足らずのうちに有信の訃報に接したことになる。

それでは執筆の下限はいつであろうか。「記」の内容と深くかわるものに『江談抄』巻五「都督自讃事」がある。『江談抄』は匡房の言談を文章生藏人藤原実兼が主として筆録したものであり、これによって匡房の生の声をかなり知ることが出来る。この章段は、その生涯を回顧して自讃の数々を列挙するものであり、「記」の内容と一致する所が多い。左に書き下して掲げる。

都督又云ふ、身に取りて自讃十余有り。その中、八歳にして『史記』に通ず。四歳にして書を読む。十六歳のとき「秋日閑居賦」を作る。その一句に云ふ、「李広漢室之飛將也、ト宅於隴山、茫蠡越国之賢相也、避祿於湖水。」と云々。明衡朝臣深く以てこれに感ず。又「落葉埋泉石」詩に「羊子碑文嵐後隱、淮南葉色浪中深。」と云々。安樂寺の御殿鳴る序の一句に云ふ、「堯女廟荒、春竹染一掬之涙、徐君墓古、秋松懸三尺之霜。雖垂異代之名、皆非同日之論。」と云々。又云ふ、高麗より医師を申す返牒に云ふ、「双鱼猶難達鳳池之月、扁鵲何入鷄林之雲。」と。是れ則ち承暦四年の事なり。その後鎮西に赴くの日、宋朝の賈人云ふ、宋の天子、鍾愛賞翫有るの句にして、百金を以て一篇に換へんとするの句なり、と。

さて、両者を比べると、『抄』に見えて「記」にはない記述が二箇所ほどあることに気づくであろう。傍線部分がそれ

にあたる。一つは康和四年三月三日、匡房が大宰府安楽寺で曲水宴を行なったとき、匡房の執筆した「縈流叶勝遊」詩序に、安楽寺に祠られる天神が感応して殿舎を鳴動させたという事件である。

これは同年正月の内宴で起きた同様の事件とともに『江談抄』巻六に詳しく語られている。

又問ひて云ふ、江都督、西府安楽寺にして序を作るの時、御殿の戸鳴るの由、風聞す。件の事、実や否や未だ決せず。如何、と。答へられて云ふ、件の事、都督談ぜられて云ふ、内宴に序を作るの時、御殿の辺に人有るが如し。

その中の句を詠ず。府官から見聞する所なり。然れども件の夜、依属すれども事に疑ひ有り。後日、曲水宴の序、披講するの時、御殿の戸に声有り。満座の府官僚下、一人も遺らず皆以てこれを聞く、と。僕又問ひて云ふ、件の声、何許りか、と。答へられて云ふ、雷の如し。敢へて事の疑ひ無し。又件の序を書くの時、夢中に人有りて、告げて云ふ、此の序の中に失誤有り。直すべし、と。夜夢忽ちに驚き、反覆して件の序を見るに、「柳中之景已暮、花前之飲欲止。」の句有り。柳中は秋の事なり。春の時にあらざれば、則ち覚悟して直す、と云々。

匡房自讃の句は、試みに訳せば「むかし堯女二妃は虞舜の死を悼み、廟前に栽えた竹がまだらに染まるほど涙をふりしぼったといわれ、また呉の季札は徐君の墓前に、生前欲しがっていた名剣を供えてやったといわれている。これらは世に名高い哀悼の故事ではあるけれども、どちらも菅原道真公が祠られているさまと同様に論じられるものではない（安楽寺聖廟に差められた供物の重々しさは、虞舜や徐君に対する比ではない）。」ほどの意である。そして、これについて語った匡房の本意は、道真の權威を称揚した詩序の出来映えに天神は感じて殿舎を鳴動させたのだと誇りたいのである。

いま一つは承暦四年に執筆した「高麗返牒」にまつわる事件である。前年、医師の派遣を要請する旨の牒状が高麗国からもたらされた。陣定では賛否両論、紛糾をきわめたが、結局関白藤原師実の夢想により派遣しないことに決定し、

その返牒を匡房が執筆したのである（『帥記』『水左記』。「高麗返牒」が匡房の自信作であったことは「記」にも藤原文綱の讃辞とともに触れられてはいた。しかし、後日、匡房が大宰府に赴任したとき、宋の商人から一篇中の対句が皇帝鍾愛の句であると絶讃された事は「記」には見られない。問題の佳句は牒状の末尾に位置し、「貴国からの牒状は（牒としての形式が整っていないため）やはり宮中に通達することが憚られるものであり、従つて医師を貴国に派遣することはできない。」という内容である。一聯の眼目は「双魚」（書状の意）と「扁鵲」（名医の名）との字対、「鳳池」（宮中の池の意）と「鷄林」（高麗の通称）との奇対などを駆使して対句を形成している点にある。^(四)

以上の二件はいずれも太宰権帥時代の自讃であり、前者は菅原道真の靈魂を感動せしめ、後者は宋の皇帝を感伏せしめたという、匡房にとっては名譽この上ない事件なのであつた。^(五) 因みに匡房は後年、自邸に詩宴を催した折、孫の匡輔に代つて詩序を執筆し、その冒頭に、

都督前納言尊閣は、八葉徑寸の国宝を懐き、三代函丈の帝師たり。文、聖廟を感ぜしめ、名、宋朝に迸る。

（『本朝統文粹』卷八「秋深夜漏闌」詩序。原漢文）

と記した。傍線部分はまさに大宰府における両自讃を述べたものであり、この二件こそ晩年の匡房にとって第一に誇るべき大事であつたことが知られる。

それでは、これら大宰府時代の自讃が「記」に見えないというのは何を意味するのか。もし「記」が康和四年大宰府より帰洛して後に執筆されたとすれば、当然のことながら大宰府時代の逸話が記されていてよいであらう。すなわち「記」は少なくとも右の二つの事件が起きる前に書かれたものと考えられる。

ところで、別表に示した如く、大宰府時代の匡房はかなり意欲的に文学活動を行なっている。彼のこういった行動的

な姿と、「記」の結びに見える「文章は敢へて深く思はず、唯に翰墨の責を避くるのみ。」などという冷めきった言辭とは全く符合しない。この点に着目すれば、「記」の執筆は、匡房が積極的に文学活動を開始する直前に行なわれたと見るのが妥当であろうと思われる。そこで、執筆の上限が承徳三年七月であることと矛盾しないように留意して同定するならば、「暮年記」の執筆は大宰府赴任から一年ほど経過した頃のこととなる。そして、それが序文として冠せられた『暮年詩集』は寛治から承徳にかけての約十年間の詩作を収めるものであったと思われる。

この詩集に大宰府赴任後の詩作が含まれていなかったことは、次に掲げる『擲金抄』絶句部、人事に見える藤原成季の一聯からも裏づけられる。

偷見_下大府参_二安楽寺_一詩_上賦_二絶_一。

二百韻詩雖_二窃棄_一、漢家日域未_二曾有_一。成季

「大府」は大藏卿の唐名である。匡房は天永二年七月二十九日大藏卿となり、同年十一月五日同官のまま薨じた。題辭に極官を用いているのであるから、この成季の詩は匡房の没後に賦されたものであろう。「参安楽寺詩」は安楽寺満願院の落慶供養を翌月に控えた康和二年八月に賦した二百韻四百句に及ぶ五言古調詩（『本朝統文粹』卷一）である。もし『暮年詩集』に大宰府における詩作が収められていたならば、当然この「参安楽寺詩」も入集し、匡房の生前から衆人の目に触れていたはずである。ところが成季は出句で「二百韻の詩 窃かに棄てらる」と詠じている。従って、「参安楽寺詩」は『暮年詩集』に収められていなかったことが導かれ、さらに『暮年詩集』には大宰府における詩作が含まれていなかったことも推測されるのである。

四

以上、「暮年記」が康和年間初めに大宰府で執筆されたことを確認した。それでは何故、匡房は大宰府赴任を機に、それ以前の詩作を集めて一書に成そうとしたのであろうか。作品がたまたまある分量に達したからというだけではあるまい。匡房の心中に何らかの事情があったはずである。

匡房の生涯を大宰府赴任の前後で大別するのは諸家の一致した見方である。これに従うならば、「暮年記」は『暮年詩集』とともに、彼の前半生とそれ以後とに一線を画する意味合いをこめた、記念碑的作品と位置づけられるであろう。

また、それまでの消極的な文学活動に対して訣別を告げる意志を「記」から汲みとることも可能であろう。しかし今は、「記」が大宰府で書かれた蓋然性のみを指摘するにとどめ、将来、彼の生涯における大宰府赴任の意義について考察を深めた上で、あらためて執筆の動機を問いたいと思う。

注

- (一) 「暮年記」校注（『古代政治社会思想』79年 岩波書店）。
- (二) 「大江匡房の「暮年詩記」について」（『国語国文』第48巻第4号 79年4月。『平安朝漢文学論考』81年 桜楓社）。
- (三) この「記」の内容は、匡房の伝記を考察する上で極めて示唆に富んでいる。例えば（1）から（8）までは、その生涯の中で必ずしも明らかにされていない学生時代の記述である。匡房の大学時代の経歴は『公卿補任』によって、給料学生から天喜四年（一〇五六）十二月二十九日、十六歳で文章得業生に補せられ、同五年二月三十日、文章得業生外国として丹波掾となり、康平元年（一〇五八）十二月二十九日、十八歳で対策に及んだことが明らかとなっている。「記」の

記述の中には右を補なう内容を有するものが散見される。

まず(4)は、『統古事談』(巻二)に同様の話が記され、末尾に「コノ詩ヲ内ニモチテ參テ御覽ゼサセラレケレバ、
淑感アリテ学問料給ハリケリ。」とあることから、匡房が給料学生となった経緯を示すものであろう。当時、貴顕の催す
詩宴で文才を発揮したことにより、学生が学問料支給の榮譽に浴することは半ば慣例化していた。やや時代は下るが、
永久二年(一一一四)十二月三十日、藤原永範は藤原忠通家詩会で「作レ詩之体、誠不レ滯停。」という理由から、十二
歳で学問料支給の宣旨を蒙っている(中右記)。匡房は十一歳の永承六年(一〇五一)に学問料を支給されることにな
ったと思われる。また、(6)に中原長国が任国でその詩草を祝賀したとあるのは、学問料を支給されたという知らせを
聞いてのことであつたと考えたい。

(7)は文章得業生となったことに関わるのであろう。当時、藤原明衡は式部少輔。文章得業生を補任するのは省試
の一環であるから、明衡がここに登場するのである。

右の二点からも「記」に見える自讃の数々が漫然と列挙されたものではないことがわかる。ここでは学生時代の節目
を逐つて記述されていると見てよからう。とするならば、(1)は大学寮への入学を暗示するものではなからうか。(8)
に匡房の師が平定親であるというが、定親は長久二年(一〇四一)から永承七年(一〇五二)まで大学寮東曹の文章博
士であつた(『弁官補任』)。これは匡歳一歳から十二歳までの時期に当る。

(2)は、三史の素読を試験の内容とする寮試に関係するのであろう。匡房は八歳の永承三年寮試に及第して擬文章
生となつたのではなからうか。

(8)は康平元年の対策に関わる記述と思われる。菅原定義は天喜二年十月西曹の文章博士となり、康平五年十一月
大学頭を兼ねている(『本朝統文粹』巻六)。東曹に属する匡房の申請する問頭博士として定義は最もふさわしい人物で
ある。定義の定親に対する言葉は、及第と判定した時の祝辞ではなかつたか。

伊藤東涯は『蓋簪録』(巻三)で、宋の魏泰の『東軒筆録』を引き、承暦四年を遡る数年前、王安国(字は平甫)が「鳳
沼」と「鷄林」との奇対を用いて詩を作っていることを指摘している。

東軒筆録云、宋熙寧中、高麗使至_二京師。語_二知開封府元縫_一曰、聞_下内翰与_二王安国_一相善、欲_レ得_二其歌詩_一。縫自往求_二
其題詠_一。安国以_レ詩戲_レ縫曰、豈意_二詩仙来_二鳳沼_一、為_レ伝_二賈客過_二鷄林_一。本朝承暦四年、商人王則貞自_二高麗_一帰。高麗

(四)

礼賓省、牒二大宰府、求下療_二風疾_一医人_上。詞涉_二不恭_一、且使价不_レ至、本朝返牒却_レ之。其詞有_レ曰、双魚猶難_レ達_二鳳池_一之月、扁鵲何得_レ入_二鷄林_一之雲。对偶的切、當時称_レ之。載在_二朝野群載_一、十訓抄_二。按、承曆之元、接_二熙寧_一之末、則同時而稍後矣。鳳池鷄林、属对暗合、(中略)人之志趣、亦不_二甚相懸_一也。(隨筆百花苑)第6卷 83年 中央公論社)

『東軒筆録』に「宋の熙寧年間、高麗使が都に到着した。そのとき使は、知開封府で翰林学士を兼ねていた元縫(元絳か)に「あなたは王安国の友人ということだが、彼にその歌詩を揮毫してはもらえまいか。」と頼んだ。そこで縫が安国を訪れたところ、安国は詩を作って、「豈意詩仙來鳳沼、為伝買客過鷄林。」(何と宮中より詩仙様が珍しくも下りてこられたかと思つたら、俺の詩草を商人が高麗へ売りにゆく仲介をするためであつたか)と戯れた。」とある。我が国の承曆四年、商人の王則貞が高麗から帰国した。則貞は高麗国礼賓省から大宰府に宛てた、医師の派遣を要請する牒状を持参していた。しかし我が国は、その内容が礼儀に乖くものであり、且つ正式の使者が来なかつたことを理由に、これを却ける旨を返牒に記した。その中に「双魚猶難達鳳池之月、扁鵲何得入鷄林之雲。」とあり、この対句がとても見事だったので、時人はこれを称讃した。これは「朝野群載」と「十訓抄」に載っているが、調べてみると、我が国の承曆年間初めは宋の熙寧年間末に接している。従つて二つの逸話はほぼ同時期のことである。「鳳池」と「鷄林」との対語が暗合するとは、(さらに劉禹錫の詩に「鳳闕」と「鷄林」とを対語とした用例を挙げて)人の詩想というものはそれほど隔りのないものであるな。

尚、「高麗返牒」については小峯和明氏「大江匡房の高麗返牒——述作と自讃——」(中世文学研究 第7号 81年)を参照されたい。

(五) この二つの説話は匡房自身が捏造し、自ら語りひろめた可能性が高い。安樂寺鳴動の一件は、康和二年二月二十二日、匡房が信仰の対象としていた石清水八幡宮で起きた殿舎の鳴動(石清水文書「官寺縁事抄」)から連想したのであろうか。また、宋天子云々の一件は、「白氏長慶集序」に「鷄林賈人、(白居易の詩を)市に求むること頗る切なり。自ら云ふ、本国の宰相毎に百金を以て一篇に換ふ、と。」とあるのと関係するのであろうか。

(六) 詩会の開催年時は詩序の本文中に「都府再動叢祠之雲。」の句があることから、匡房が再度太宰権帥に任じられてからそれほど年月を経ないころ、嘉承元年(一一〇六)九月のことと思われる。金沢文庫旧藏本では作者を「蔭孫匡輔」とし、その下に小字で「江帥」と注記する。これは匡房の代作であることを意味するのであろう。詩序中の「賓鴻繫書而嘶於

(七)

上林之霜、忠臣何在、寡妾擣衣而泣於南樓之月、良人未帰。」の隔句対が『新撰朗詠集』(擣衣 三二六)に入集し、作者を「江都督」と記すことからこれも裏づけられる。ところが「大江氏系図」に閱しても、匡房の孫に匡輔なる人物は存在しない。或は例の匡房が実体のない詩会を想定し、序者に架空の子孫を立てたのであろうか。

年 時	事 項 (年時の判明する作品のみを掲ぐ)
承徳二年(一〇九八) 康和元年(一〇九九)	九月、大宰府に下向す。 二月、八幡大菩薩法楽のため、僧六口を豊前、御許山に置き、法華三昧を修せしめ、「御許山法華三昧縁起」を執筆す。(「官寺縁事抄」) 閏九月、大般若経供養を行ない、願文を執筆す。(「江都督納言願文集」卷一) 八月、「参安楽寺詩」を賦す。(「本朝統文粹」卷一) 九月、安楽寺内に満願院を建立し、願文を執筆す。(「江都督納言願文集」卷二) この年、「宮崎宮記」を作る。(「朝野群載」卷三) 八月、安楽寺の祭を創始し、その竟宴に詩序を執筆す。(「本朝統文粹」卷八) 正月、太宰権師を辞す。 三月、安楽寺に曲水宴を催し、詩序を執筆す。(「本朝統文粹」卷八) 六月、「宇佐宮新堂願文」を執筆す。(「江都督納言願文集」卷三) 帰洛す。
二年(一一〇〇)	
三年(一一〇一)	
四年(一一〇二)	